注記事項

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 8社

会社名 ぶぎん総合リース株式会社 ぶぎん保証株式会社 むさしのカード株式会社 ぶぎんシステムサービス株式会社

株式会社ぶぎん地域経済研究所 株式会社ぶぎんキャピタル むさしのハーモニー株式会社 むさしの未来パートナーズ株式会社

(2) 非連結子会社 2社

会社名 むさしの地域創生推進ファンド投資事業有限責任組合 むさしの地域創生推進ファンド2号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、 利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

会社名 ちばぎんアセットマネジメント株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社

会社名 むさしの地域創生推進ファンド投資事業有限責任組合 むさしの地域創生推進ファンド2号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連会社 3社

会社名 千葉・武蔵野アライアンス株式会社

千葉・武蔵野アライアンス1号投資事業有限責任組合

千葉・武蔵野アライアンス2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 8社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ②有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を 期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年~50年

その他 4年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産 (リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額(以下「非保全額」という。)のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。なお、破綻懸念先のうち非保全額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は 今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年 間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間に おける平均値と景気循環を勘案した長期平均値を比較のうえ高い方の 率に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算 定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資 産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監 査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,048百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率 等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権について は、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上して おります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過 する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案し た見積返還額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務 に係る交換可能ポイントの将来の利用による負担に備えるため、当中 間連結会計期間末において将来利用されると見込まれる額を計上して おります。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会等に対する責任共有制度負担金及 び保証協会負担金等の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将 来の支払見込額を計上しております。

(13) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、役員に対する将来の当行株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

(14) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間未までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一

定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により扱分した額を、それぞれ発生の翌連結会計

年度から損益処理

なお、退職給付に係る負債の当中間連結会計期間末残高には、執行 役員分34百万円が含まれております。

また、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(15) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(16) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(18) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連 結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金 であります。

(19) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計 期間の費用に計上しております。

(20) 投資信託の解約に伴う損益

投資信託の解約に伴う損益については、個別銘柄毎に、投資信託解 約益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、投資信託 解約損は「その他業務費用」として計上しております。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日) 等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。 これに伴う中間連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(役員向け株式報酬制度)

当行は、当行取締役(社外取締役及び国内非居住者である者を除く。以下同じ。)を対象とした、役員報酬BIP信託を導入しております。

1. 取引の概要

役員報酬BIP信託は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を 一層高めることを目的とした役員インセンティブ・プランであり、役位や 業績目標の達成度等に応じたポイントが当行の取締役に付与され、そのポ イントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭が取締役 の退任時に交付及び給付される株式報酬型の役員報酬であります。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号2015年3月26日)に準じております。

3. 信託が所有する自社の株式に関する事項

信託が所有する当行株式は株主資本に自己株式として計上しております。信託における自己株式の帳簿価額、期末株式数及び期中平均株式数は 以下のとおりであります。

(1) 信託における帳簿価額 119百万円 (2) 期末株式数 60,748株 (3) 期中平均株式数 62,547株

なお、期末株式数及び期中平均株式数は1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

株式 125百万円 出資金 989百万円

- 2. 無担保の消費貸借契約 (債券貸借取引) により貸し付けている有価証券 が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。 9,909百万円
- 3.銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中

の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並び に注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使 用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 11,937百万円 危険債権額 29,902百万円 三月以上延滞債権額 246百万円 貸出条件緩和債権額 25,159百万円 合計額 67,246百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態 及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取り ができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該 当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三 月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに 危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

6,707百万円

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計 処理及び表示」(移管指針第1号 2024年7月1日)に基づいて、原債務者 に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対 照表計上額は次のとおりであります。

1.141百万円

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 81,247百万円 貸出金 17,602百万円 計 98,849百万円

担保資産に対応する債務

 預金
 3,769百万円

 債券貸借取引受入担保金
 6,856百万円

上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引

証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。 預け金 7百万円 有価証券 2,071百万円 その他資産 148百万円

また、その他資産には、保証金、為替決済の取引の担保として中央清算 機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金 2,024百万円 中央清算機関差入証拠金 10.000百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの 融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反が ない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約でありま す。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高 425,310百万円

うち契約残存期間が1年以内のもの 390,048百万円

このほかに総合口座の当座貸越契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高 217,701百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、 当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額 に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上 し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上 しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第 119号) 第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、 側方路線影響加算、不整形地補正による補正等)合理的な調整を行っ て算出。

9. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額

31,721百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3 項) による社債に対する当行の保証債務の額

29,577百万円

11.元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。 金銭信託 8.038百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

貸倒引当金戻入益 62百万円 償却債権取立益 208百万円 株式等売却益 644百万円 リース料収入 3,617百万円 1.551百万円 延払収入

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

給料・手当 6.943百万円 退職給付費用 △424百万円 減価償却費 1.979百万円 外注委託料 2.565百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

0百万円 貸出金償却 株式等売却損 227百万円 株式等償却 0百万円 リース原価 3.281百万円 延払原価 1.492百万円

4. 減損損失

当中間連結会計期間において、当行は埼玉県内の営業用店舗について減 損損失を計上しております。

営業用店舗(賃借店舗)は、営業キャッシュ・フローの低下により帳簿 価額を回収可能額まで減額し11百万円(建物11百万円)を減損損失とし て特別損失に計上しております。

営業用店舗については継続的な収支の把握を行っている単位である各営 業店を、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としてお り、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っておりま す。また、本部、事務センター、厚生施設等については独立したキャッ シュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額でありま す。正味売却価額は、路線価を基準に奥行価格補正等の合理的な調整を加 味した価額、又は固定資産税評価額からそれぞれ処分費用見込額を控除し て算出しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期 首 株 式 数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	33,405	_	_	33,405	
合計	33,405	_	_	33,405	
自己株式					
普通株式	326	1	3	324	(注)1、2、3
合計	326	1	3	324	

- (注) 1. 当中間連結会計期間末の自己株式には、役員報酬BIP信託に係る信託口 が保有する当行株式60千株が含まれております。
 - 2. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であり ます。
 - 3.自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の買増請求による減少0千 株及び役員報酬BIP信託に係る信託口から対象者への給付による減少3 千株であります。

2. 新株予約権に関する事項

	AC 111 77 64-16-	新株予約権の目的となる株式の数(株)				7 (株)	当中間	
区分	制株予約権 の内訳	目的となる株式の種類	当連結会計 年度期首	当中間連結 会計期間増加	当中間連結 会計期間減少	当中間連結 会計期間末	連結会計 期間末残高 (百万円)	摘要
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権			_			8	
	合計		_				8	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

_	(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
-	2024年 6月26日 定時株主総会	普通株式	1,822	55	2024年 3月31日	2024年 6月27日

- (注) 2024年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬 BIP信託に係る信託口が保有する当行株式に対する配当金3百万円が含ま れております。
 - (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日 が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 10月31日 取締役会	普通株式	1,988	利益剰余金	60	2024年 9月30日	2024年 12月10日

(注) 2024年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP 信託に係る信託口が保有する当行株式に対する配当金3百万円が含まれ ております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係

現金預け金勘定	216,217百万円
日本銀行以外の預け金	△841百万円
現金及び現金同等物	215,375百万円

(リース取引関係)

(借手側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース資産の内容
- ①有形固定資産 器具及び備品であります。
- ②無形固定資産 ソフトウエアであります。
- (2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関 する事項(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (貸手側)

- 1. ファイナンス・リース取引
 - (1) リース投資資産の内訳

リース料債権部分 21,601百万円 見積残存価額部分 37百万円 受取利息相当額 △1,803百万円 リース投資資産 19835百万円

- (注) 転リース取引に係る金額を除いて記載しております。
- (2) リース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結貸借対照表日後の 回収予定額

1年以内	6,276百万円
1年超2年以内	4,979百万円
2年超3年以内	3,903百万円
3年超4年以内	3,010百万円
4年超5年以内	1,998百万円
5年超	1,432百万円
合計	21,601百万円

(注) 転リース取引に係る金額を除いて記載しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リー ス料

1年内	27百万円
1年超	41百万円
	68百万円

3. 転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で中間連結貸借対 照表に計上している額

リース投資資産 一百万円 リース債務 0百万円

(単位:百万円)

3.875

4,397

8,273

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません ((注) 参照)。

また、現金預け金、外国為替 (資産・負債)、コールマネー及び売渡手 形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額 に近似することから、注記を省略しております。

また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

		(単位・日月円/
	中間連結 貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	34,571	34,304	△267
その他有価証券	982,332	982,332	_
(2) 貸出金	4,038,715		
貸倒引当金 (*1)	△12,760		
	4,025,955	4,009,062	△16,892
資産計	5,042,859	5,025,700	△17,159
(1) 預金	5,012,963	5,012,166	△797
(2) 借用金	13,392	13,392	_
負債計	5,026,355	5,025,558	△797
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,812	4,812	_
ヘッジ会計が適用されているもの (*3)	3,460	3,460	_
デリバティブ取引計	8,273	8,273	_
(-) (2:1:0:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:		1.1.435 Amil III 1.1.4. A 4	

- (*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示して おり、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しており ます。

- (*3) ヘッジ対象である有価証券及び貸出金の金利上昇リスクに備えるため にヘッジ手段として指定した金利スワップであり、主に繰延ヘッジを 適用しております。
- (注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

非上場株式 (*1) (*2) 組合出資金 (*3) 1,786 2,798

- (*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、 時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理 を行っております。
- (*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づ き、時価開示の対象とはしておりません。
- 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な 市場において形成される当該時価の算定の対象となる資

産または負債に関する相場価格により算定した時価 レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のイン

ンベル2の時価・銭祭可能な時価に係るインフットのつら、レベル1のイン プット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定 した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

時価 区分 レベル1 レベル2 レベル3 合計 有価証券 その他有価証券 237,103 531,490 国債・地方債等 294,386 計債 162,106 162,106 株式 57,058 57,058 231,677 22 797 74 735 その他 134.144 374,243 533,354 74,735 982,332 資産計 デリバティブ取引

3.875

4,397

8,273

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 (単位:百万円)

区分	時価							
	レベル1	レベル2	レベル3	合計				
有価証券								
満期保有目的の債券								
国債・地方債等	1,462	3,415	_	4,878				
社債	_	_	29,426	29,426				
その他	_	_	_	_				
貸出金	_	_	4,009,062	4,009,062				
資産計	1,462	3,415	4,038,489	4,043,367				
預金	_	5,012,166	_	5,012,166				
借用金	_	13,392	_	13,392				
負債計	_	5,025,558	_	5,025,558				

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

金利関連

通貨関連

デリバティブ取引計

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、契約期間が3ヵ月以内のものは、短期間で市場金利を反映するため、対象先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、契約期間が3ヵ月を超えるものは、自行保証付私募債の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規取扱いを行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する自行保証付私募債については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、活発な市場における無調整の相場価格を利用できる場合にはレベル1の時価に分類しており、主に上場株式や国債が含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債が含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、金利更改期間が3ヵ月以内の変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。金利更改期間が3ヵ月を超える変動金利によるもの及び固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、固定約定期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性によ り、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金 利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるた め、帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル3の時価に分類しております。

負債 預余

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、 -定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現 在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる 際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(3ヵ 月以内) のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳 簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル2の時価に分類しております。 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映 し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なってい ないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当 該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期 間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において 想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約 定期間が短期間 (1年以内) のものは、時価は帳簿価額と近似してい ることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル2の時価に分類しております。 デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分は店頭取引であり、公表され た相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて 現在価値技法やオプション価格モデル等の評価技法を利用して時価を 算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプット は、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。

これらの取引につきましては、観察できないインプットを用いてい ない又はその影響が重要でないためレベル2の時価に分類しており、 金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

- (注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の 時価に関する情報
 - (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 当行では第三者から入手した価格を調整せず利用していることから 注記を記載しておりません。
 - (2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (単位:百万円)

	期首	当期 <i>0</i> 又はそ 包括	の他の	購入、売 却、発行	レベル3	レベル3	期末	当期の損益に計 上した額のうち 中間連結貸借対 照表日において
	残高	損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)	却、発行 及び決済 の純額	の時価への振替	の時価か らの振替	期末残高	保有する金融資 産及び金融負債 の評価損益 (*1)
有価証券 その他有価証券								
その他	72,889	_	△154	2,000	_	_	74,735	_

- (*1) 中間連結損益計算書の「資金運用収益」に含まれております。
- (*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券 評価差額金」に含まれております。
 - (3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは市場部門において時価の算定に関する方針及び手続 を定めており、これに沿って時価を算定しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最 も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から 入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技 法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な 方法により価格の妥当性を検証しております。

(ストック・オプション等関係) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	864百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
時の経過による調整額	7百万円
資産除去債務の履行による減少額	一百万円
期末残高	871百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円) 当中間連結会計期間 区分 (自 2024年4月1日 2024年9月30日) 役務取引等収益 7,883 うち預金・貸出業務 3.927 うち為替業務 869 うち信託関連業務 134 うち証券関連業務 1,060 うち代理業務 1.250 うち保護預り・貸金庫業務 242 うち保証業務 399 9 信託報酬

(注) 上記収益については、主に銀行業から発生しております。

(1株当たり情報)

1.1株当たり純資産額

1株当たり純資産額 8.299円02銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	274,594百万円
純資産の部の合計額から 控除する金額	50百万円
(うち新株予約権)	8百万円
(うち非支配株主持分)	42百万円
普通株式に係る中間期末の 純資産額	274,543百万円
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末の普通株	33,081千株

式の数

(注) 当行は、「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が保有する当 行株式を中間連結財務諸表において自己株式として計上しておりま す。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有 する当行株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数 から控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は 60千株であります。

2.1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中 間純利益及び算定上の基礎

(1) 1株当たり中間純利益	212.71円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間 純利益	7,036百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る親会社株主 に帰属する中間純利益	7,036百万円
普通株式の期中平均株式数	33,080千株
(2) 潜在株式調整後1株当た り中間純利益	212.70円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間 純利益調整額	一百万円
普通株式増加数	2千株
うち新株予約権	2千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	_
(34) WC14 [VDE #FINDID/EST]	た道ユー マれロ

(注) 当行は、「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が保有する当 行株式を中間連結財務諸表において自己株式として計上しておりま す。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有 する当行株式は、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当た り中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己 株式に含めております。

1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算 定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は62千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。